

報告第2号

地方自治法第180条議会の委任による専決処分について（訴えの提起）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された広域連合長の専決処分事項のうち、訴えの提起について、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同法同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和2年11月4日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 宮 本 和 宏

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された広域連合長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和2年10月17日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 宮 本 和 宏

滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「原告」という。）は、令和2年10月2日に大津簡易裁判所書記官に申立てた第三者行為（交通事故）による損害賠償請求に係る支払督促について、同裁判所に支払督促異議申立書が提出され、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立ての時に訴えがあったものとみなされたため、次のとおり訴えを提起する。

1 被告となるべきものの住所及び氏名

住所 滋賀県草津市

氏名 （個人）

2 請求の趣旨

（1）被告は原告に対し、金317万1921円及びこれに対する支払い督促送達の日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

（2）訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

3 訴えの提起日

令和2年10月2日

4 訴訟遂行の方針

第1判決の結果、必要がある場合は上訴する。